

ニ在ル者又ハ在リタル者
第二條 統監府營林廠屬ハ森林行政ニ
關スル判任官ノ職ニ在ル者又ハ在リ
タル者ノ中ヨリ文官普通試験委員ノ
銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得
附則
本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施
行ス

統監府營林廠高等官ノ官等ニ關スル件
右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

明治四十年三月二十日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

勅令第 號

統監府營林廠職員特別任用令ニ依リ陸軍將校同相當官ヨリ統監府營林廠職員ニ任用セララル者又ハ任用セラレタル者ノ官等ニ付テハ高等文官轉任ノ例ヲ準用ス

前項ノ官吏ハ明治三十六年勅令第二百八十五號ニ依ル特別文官トス

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施

行ス

外

附

中學校令中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

明治四十年三月二十六日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望